

仕 様 書

1 件名

港区立有栖川宮記念公園の緑の保全及び適正管理に関する検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

港区役所本庁舎（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）

4 目的

本委託は、風致公園であり緑の拠点となる港区立有栖川宮記念公園において、既存樹木の保全・育成により質の高い緑を充実させるとともに、新たに求められるグリーンインフラとしての機能も備えた公園の実現に向け、緑に関する今後の目指す将来像とその実現に向けた方針を検討し提言書として取りまとめることを目的とする。

5 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施に先立ち、調査・検討方法、体制、スケジュール等について、実施計画書及び工程表を作成し、提出する。

(2) 有栖川宮記念公園の現況分析と調査

① 上位関連計画の整理

② 有栖川宮記念公園の歴史的経緯の整理

既存資料を基に公園所在地の由来、開園後の施設整備・改修等の経緯を整理する。

③ 有栖川宮記念公園の現況の整理

令和元年度実施の公園等利用実態調査や令和5年度実施の樹木診断結果、現地調査等を基に公園の現況、利用状況、利用者要望、樹木の植栽状況、現状の管理方法・管理体制、公園周辺の都市計画道路整備状況、地域からの要望等を整理する。

なお、令和6年度に実施予定の公園等利用実態調査については、調査結果の速報がまとまり次第、発注者から提供する。これを基に、現況整理については情報の更新を行うものとする。

(3) 有栖川宮記念公園に求められる役割及び緑に関わる魅力及び課題の整理

① 有栖川宮記念公園に求められる役割の整理

(2) で把握した現状を踏まえ、有栖川宮記念公園に求められる役割を整理する。整理に当たっては、公園等を取り巻く新たな動向や環境の変化、関連する法律の改正や区の上位関連計画（緑と水の総合計画、環境基本計画、港にぎわい公園づくり推進計画など）の改定、国及び東京都の取組、参考となる他自治体の先進的な取組などを踏まえ、新たに求められる役割の抽出も行う。なお、整理に当たってはグリーンインフラの視点を含めること。

② 緑に関わる魅力及び課題整理

(2) で把握した現状を踏まえ、有栖川宮記念公園の緑について魅力及び課題の整理を行う。エリア毎に求められる機能に合致した樹種選択や管理が行えているか、緑の機能を十分に発揮しているか、安全確保に十分配慮した管理が行えているか、長期的な視点や利用者の視点に立った管理方法となっているかなどの視点で魅力や課題の整理を行う。

③ 周辺都市計画道路整備に係わる課題整理

(2) で把握した現状を踏まえ、都市計画道路補助第9号線及び10号線の計画や整備状況について、有栖川宮記念公園と一体的な緑の整備に向けての課題の整理を行う。

(4) 有栖川宮記念公園の目指す将来像の検討

(3) で分析した役割、魅力及び課題を踏まえ、周辺道路を含めた緑に関する目指す将来像を検討する。将来像の検討に当たっては、グリーンインフラの視点を含めること。

(5) 将来像実現に向けた方針の検討

(4) で検討した目指す将来像を実現するための緑に関する施策や手法、維持管理方針を検討する。特に、経年変化に対する長期的な視点（目標とする樹林地の構造、植生など）や利用形態、その場所に求められる機能に合わせた多様で柔軟性のある管理方針（樹木の点検・評価、植生のモニタリング、更新など）、管理上伐採した樹木の再利用方法、住民参加による維持管理手法などを検討する。

(6) 検討委員会等の運営支援及び提言書の作成

① 検討会の運営支援

(4) (5) の検討に当たっては、学識経験者等により構成する検討会（3回程度を予定）を設置する。受注者は検討会資料の作成、説明、会議録の作成等を行い発注者の運営を支援するとともに、実施に係わる設営及び資料印刷準備等も行うこと。なお、学識経験者等への謝礼の支払いは発注者で行う。

② 庁内関係部署との調整支援

庁内関係部署との打合せに伴う資料作成及び運営支援（実施に係わる資料印刷準備、議事録作成等を含む）を行う。

③ 提言書の作成

調査及び検討会等の結果について、提言書としてまとめる。図表、写真等を活用し、わかりやすい内容とする。

(7) 打ち合せ協議

本業務における打ち合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時を基本とするが、必要に応じ適宜実施するものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時には業務責任者が立ち会うこととする。各打ち合わせ時には、業務の進捗管理を報告する。

6 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、契約日の翌日から起算して、2週間以内に、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

7 業務実績及び業務従事者等の資格要件

(1) 本業務を遂行するに当たり過去5年以内に国、東京都、特別区及び政令指定都市において以下の実績を有すること。

ア グリーンインフラに関する計画策定業務：1件以上

イ 公園整備に関する計画策定業務：2件以上

ウ 緑の基本計画策定業務：2件以上

(2) 本業務を遂行するに当たり、上記7(1)の実績を有すると共に、次の資格を有する業務責任者を配置すること。

業務責任者は技術士（総合技術監理部門又は都市及び地方計画）の資格を有する者を配置すること。

(3) 本業務を遂行するに当たり、上記7(1)の実績を有するとともに、次の資格を有する技術者を業務実施体制に1名以上配置すること。

技術士（総合技術監理部門又は都市及び地方計画）

業務責任者、業務実施体制の技術者が持つ資格の保有を示す書類を、契約締結後直ちに発注者に提出すること。なお、業務責任者及び技術者に変更が生じる場合は再度資格の保有を示す書類を発注者に提出し、承認を得た上で変更すること。

8 成果品

受注者は、以下の成果品を令和7年3月31日までに発注者に提出すること。

(1) 提言書（A4・カラー版）10部

(2) 業務報告書（履行完了までの業務全てをまとめたもの）（A4・カラー版）

1 式

- (4) 上記成果品の電子データ（CD-R もしくは DVD-R）1 部
電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること。

9 著作権の取扱い

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書及び資料、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

10 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

11 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる

差別をなくすために適切な対応を図ること。

- (8)受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9)受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

12 環境により良い自動車利用

- (1)本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2)電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。
- (3)適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4)本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

13 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

14 担当

港区街づくり支援部土木課土木計画係
電話:03-3578-2217 FAX:03-3578-2369